

## 第16期第1回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録

### 1 開催日時

令和4年5月19日（木） 午前10時00分から午前11時55分まで

### 2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

### 3 出席者（五十音順）

井上真由美 委員  
江島玲子 委員  
小林 登 会長  
権藤光枝 委員  
櫻井幸一 委員  
村上英明 委員  
山元規靖 委員

### 4 審査事項

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応について

### 5 会議の内容

#### 【事務局】

委員の任命、会長の選任、各部会委員の指名等について説明

#### 【小林会長】

以上で各職の選任は終了ということになります。どうもありがとうございました。  
それでは、本日の議事に移りたいと思います。

本日の審議案件は、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応についてとなっております。

事務局の方から少し御説明いただけますでしょうか。

#### 【事務局】

それでは、本日の議題について御説明いたします。次第を御覧ください。

本日は、先ほど会長から御発言があったとおり、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に向けた対応について御審議いただく予定でございます。

それでは、事務局の方から説明を行いたいと思います。

#### 【事務局】

法改正の概要について資料に基づいて説明

#### 【小林会長】

ありがとうございます。

続いて個別の方についてお願いいたします。

**【事務局】**

条例要配慮個人情報の追加の要否について資料に基づいて説明

**【小林会長】**

今、事務局から少し御説明ありましたように、今回、個人情報保護法が改正されまして、従来はいろんな行政機関や独立行政法人、それから一般の民間企業、そして地方公共団体とそれぞれの法律、あるいは条例等で個人情報は規制されたわけですけど、それがばらばらで、利活用するにしても非常に不便だし、保護するにしても法がばらばらというもおかしいのではないかということから法が改正された。

そういう意味で、基本的には新しい個人情報保護法で全てが決まることになるわけですけど、ただ、もともと個人情報保護というのは実は国からではなくて地方公共団体からスタートして、条例で作り上げてきて、その後追いまいたいな形で国が法律を作ったという経緯もありまして、地方によってそれぞれの情勢も違うところもあるかもしれないというので、一定のものについては条例で少し変えることもできますよとされています。その変えることができますという内容がたくさんはあるわけではないですけども、先ほどの説明にあったように幾つか、必ず条例でも定めてくださいというものと定めることもできるものがあります。

それで、今事務局から御説明ありました論点整理用の個票という何枚かある分に、条例で定めなければならないものとそれから定めることができるものを集約しています。個票を見ているとそれぞれの論点というのは個別、個別で、全部一括して考えるというよりは、それぞれの項目について検討していきましょうというレベルのものになっております。

ですから、今日お配りいただきましたこの個票にはたくさんの論点がありますけれども、これを今日一挙にざっと読み上げてもらってそれでやるというよりは、むしろ一つ一つ事務局の方の御見解をいただいた上で、それぞれを検討していきたいと考えている次第です。その第1号が要配慮個人情報を条例で追加すべきなのかどうかという問題点になります。

これも、新しい個人情報保護法の60条の5項のところ、個票の概要の2に書いてあるとおり「地域の特性等に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」も要配慮個人情報となると書いているものですから、そういったものを何か新たに付け加える必要があるのでしょうかというのがここでの問題点になります。

そういうことを前提にして、先ほどのように事務局としては特段必要ないのではないかという御意見ですが、何か先ほどの事務局の説明の中で、分からないこと、あるいは御意見ありましたら、遠慮せずにご自由に御発言いただきたいと思います。

では、山元委員お願いいたします。

**【山元委員】**

私は、追加することに関しては事務局に賛成いたしますけども、先ほど事務局の方か

ら御説明があった随時検討していくというお話でしたけれど、例えば新しくいろいろ要配慮個人情報を検討する必要があるのは、ある一定の期間なのか、それともこういうことが発生したときなのかということに関しては、まだ特に御提案というのはないのでしょうか。

**【事務局】**

具体的なものを今想定しているかといったら、そこまではありません。各担当部署で条例の要配慮個人情報に当たるようなLGBTに関する施策を新たに独自に行って、県の主導で何か施策をやるとか、そういった個人情報を集めるときに特段の保護が必要だという判断が出ればということになります。今説明しましたとおり、それは従来の要配慮個人情報の中で対応可能ということであれば、追加するかどうかということもまた検討するということだと受け取っています。

**【山元委員】**

随時という言葉が曖昧ですけども、そういう事案が発生したらということですか。

**【事務局】**

そうですね。

**【山元委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【小林会長】**

ほかに何か御質問や御意見ございませんか。

**【村上委員】**

改正法が指摘している要配慮個人情報については現行条例にあるということで追加する必要はないということですが、厳密に見るとうちの条例は少し違います。例えば、1番の人種のところは、うちは人種に加えて民族というのを入れています。あるいは信条のところも、うちの条例では思想信条及び宗教となっています。だから、捉えようによっては範囲が異なるのかなと思いましたが、それは読み替えるという理解でよろしいですか。例えば宗教というのはうちの条例では別に出しているのですよ。思想信条というものとは違うという形を出しているのですけども、内容に「民族的」と書いてありますから、この改正法の方の人種に含めて考えましょうという理解でよろしいですか。

例えば、ほかにも社会的身分のところもうちの条例では社会的差別の原因となるようなということですけど、それに限定すると。社会的身分というのは本来は非常に広いのですよね。だけど、内容が同和地区云々とありますから社会的差別の原因になるような個人情報だろうと推測できるわけです。コメントがあるか、ないか分かりませんが、そういうふうに改正法の解釈に合わせると、一応それは現行条例にも規定があるからあえて追加する必要はないと理解してよろしいですか。

**【事務局】**

はい、同様の趣旨であると解釈しています。

**【村上委員】**

分かりました。

**【小林会長】**

ありがとうございます。

櫻井委員

【櫻井委員】

スケジュールですけど、次年度4月1日ということで、この会議は毎月あるのですか。

【事務局】

そうですね。答申するまでの間は毎月を想定しています。

【小林会長】

ですから、今日一遍に全部というよりは、むしろ一つ一つ潰して行って、それをできるだけ早くと。できれば、12月の議会には条例を出したいという御意向だったと思いますので、そうするとちょっと早めの8月ぐらいには、おおよそ審議会の意見をまとめて、その上で、多分パブリックコメントということになるのですかね。そういう手続を取りたいというお考えのようですので、一つ一つできるだけ時間がある限りで潰していくという形で進めていきたいと思っています。

どうぞ、江島委員。

【江島委員】

要配慮個人情報については特段意見はありませんけれども、例えば、条例で要配慮個人情報を取得する際には、県の条例では取得したいとする行政機関等があれば、例えば、審議会の意見を聴いて、最終的に判断しますよという縛りですよ。もし条例でそういうことを決めないようになると、最終的には個人情報を取得したいと思っている行政機関等が判断をするという受け取り方でよろしいのでしょうか。

【事務局】

今後は収集、利用や提供に関することは全て法の規定に従ってやっていくこととなりますので、従来の条例のやり方とは若干変わってくるかもしれませんが、先ほど説明したとおり、法は保有の制限ということで、事務の目的の達成の必要な範囲を超えて取得してはならないということですので、その利用目的を収集に当たっては御本人に明示するという義務がありますので、そういったところで整合性を図られていくのではないかと思います。

【江島委員】

では、そういう意味で、法律の文言に書いてある縛りというだけで、具体的な作業の中で、例えば利用の目的にこれは該当しますよと行政が判断すれば取得できるということでしょうか。

【事務局】

あと、収集に当たっては御本人への利用目的の明示ですね。どういうふうに使いますというのはもちろん明示する義務がありますので、そこで御本人の同意を得ながら収集していくという原則はもちろんあります。違法に集めるということはもちろんできません。

【江島委員】

分かりました。

【村上委員】

今、江島委員が聞かれた趣旨は多分こういうことだと思います。1ページの下側の右側の現行条例のところの、ただし書の下線が引いてあるところの「及び」以下、この審議

会の意見を聴いた上で、こういう必要があると実施機関が認めるときはというのがありますよね。今度の改正法になるとその手続というのはもうなくなるのですかという話だと思います。

【江島委員】

そうです。

【村上委員】

ですよね。

【事務局】

意見を聴いてという手続はなくなります。

【江島委員】

ですね。

【村上委員】

それはなくなるということですね。だから、それは担当課の方で判断されると。ただ縛りはきちんとありますよということですね。

【小林会長】

どうぞ先生。

【櫻井委員】

ざっくり言うと厳しくなるのか、緩くなるのか、どっちになるのかがぱっと見て分かった方がいいですよ。緩くなるのですかね。

【事務局】

個人情報保護委員会の見解としては、同水準の保護が図られるという見解が出されているところで、同水準と考えております。

【小林会長】

そこはどう考えるかだと思いますけど、手続的には確かに今まではこの審議会の意見を聴いた上でとなっていたわけなので、そのステップが要らないという話になるから、そういう意味では少し手続的には簡略化されるようなイメージはあります。ただ、新しい法でも必要な場合に限って、しかも目的を特定してという話になっているので、結局、取得が認められること自体はあまり変わらないというのが、個人情報保護委員会の見解ではないかと思います。ただ、手続は少し変わってくるということですね。

ほかには何か。

要配慮個人情報として、何を要配慮個人情報とするかという点で、今度の新しい法律で規定されるもの以上に、さらに条例で何か定めないといけないかという点では今のところは必要ないということでしょうか。

【村上委員】

地域の特性で、福岡県で何か特に条例の定めが必要なものがあればということですが、今のところはないということですね。

【小林会長】

もちろん、今後の社会的な認識とかが変わってきたときには、改めて条例を制定した上で、要配慮個人情報として付け加えることについてまた議論するという話になりますね。そういう意味では、先ほど山元委員がおっしゃったように、すぐに何か検討してと

いう発想では多分ないだろうと思います。そういうことでよろしいですかね。

そしたら、ここの論点のところは特に条例で要配慮個人情報の追加をする必要はないということよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【小林会長】**

次の論点に行きたいと思います。お願いいたします。

**【事務局】**

個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項について資料を基に説明

**【小林会長】**

ありがとうございました。

今度の論点というのは、新しい個人情報保護法の下に行政機関の長が個人情報を取得した場合には、個人情報ファイルというものを作って公表しなさいとなったわけです。その対象は個人情報が1,000件以上のものとなっている。ところが現行は、そういう制限はなく、ファイル簿ではなくて、登録簿という別のものを作っているわけです。そうすると、新しく法が定める個人情報ファイル簿だけでもいいのか、それとも、今まで登録簿として1,000件以下のものについても作ってきたので、その部分をもう少し含める形で新しい登録簿を作った方がいいのか、条例でそういうのを作ると定めた方がいいのかという論点です。

今の事務局の説明等を聞かれて、何か御質問や御意見はございますか。

**【江島委員】**

私は新登録簿を作るのは賛成ですが、この個人情報保護法の改正で、個人情報が1,000件以上のものとなっている根拠というのは何かあるのですか。

**【事務局】**

規定がなされていまして…。

**【江島委員】**

国としてはその規定があるということでしょうけど、実際に市町村や規模が小さいところは1,000件以上になることがないケースもあるのかなど思ったりするので、新登録簿を作るのは賛成です。

**【小林会長】**

ありがとうございます。

**【事務局】**

政令第20条を見ていただきたいのですが、個人情報保護関係の資料の中で、政令のインデックスが貼られたところの8ページ目に書いてあります。20条の第2項のところ、法第74条第2項第9号の政令で定める数は1,000人とするということで、個人情報ファイル簿の作成が必要になるのは1,000人以上となっております。

**【江島委員】**

1,000という数にした根拠については、特段説明がないわけですね。

**【事務局】**

そうですね。

**【江島委員】**

分かりました。

**【小林会長】**

多分、全てそういうファイルを作ることになるとかなり煩雑だし、負担もかかるから、1,000人分ぐらいのものだけをやりましょう、そういうものについてはきちんと管理しましょうという発想ではないかなと思います。すみません、私も不勉強ですけど。

**【事務局】**

匿名加工情報というものと実は連動しておりまして、そこで加工して流通等ができるようにするための最低ラインが1,000でございます。それに合わせて、一般の方々公表して見てもらうためのファイルというものが存在しているという建付けです。

後でまた匿名加工情報については御説明させていただきますので、その際にそのことについても触れさせていただきたいと思います。

**【小林会長】**

ありがとうございます。

何かほかのところで付け加えて、こういうことだということを知っておられる方がおられれば。

**【村上委員】**

確認ですけど、要は改正法で規定されているファイル簿と、もう一つ、うちで言う、この言葉としては新登録簿となっています、その二つ作るということですか。

**【事務局】**

そのとおりです。

**【村上委員】**

ファイル簿の方で1,000件未満も含めてというのではなくて、改正法上のファイル簿とうち独自のファイルで1,000件未満も含めた登録簿の二つを作っておくということですね。

**【事務局】**

そうです。基本的には新登録簿を全ての対象を個人情報で作った上で、国で定められた個人情報ファイル簿の1,000件以上のものについても新たに作っていくということになります。

**【村上委員】**

そのときに今の登録簿は、例えばあまり記録項目が多過ぎるから、その辺は少し簡略化といったらいけないけれど、これも改正法の様式等に合わせるという趣旨ですか。

**【事務局】**

そうです。ファイルごとにすり合わせながら、作成趣旨に従って、取り扱うに当たっての対応や、その個人情報の所在や内容について確認ができる範囲内で項目を減らしていきたいと考えています。

**【村上委員】**

そうすると負担の問題ということで、最初に取り上げられたけども、各担当課の方はこのファイルも作る、今までどおりやっていたやつもそのまま継続して作るということ

ですよね。どんな感触ですか。相当負担が増えそうですか。

**【事務局】**

二重に同じようなものを作ることになるのでかなり負担になると思います。ですから、新登録簿については、記載項目をある程度検討して、少し簡素化したものにして、一応1,000件未満についてもどういった利用がされているかというのが確認できるレベルは公表していきなさいということになります。

**【村上委員】**

1,000で切るとは、個人情報1件でも非常に重要なものだから、それは目に見えるような形で、もちろん職員の方々にとってもということですけど、置くことは必要だと思いますので、私は賛成です。

**【小林会長】**

ありがとうございます。

**【山元委員】**

このファイルの件数というのは上限があるのですか。

**【事務局】**

新登録簿の件数ですか。

**【山元委員】**

どちらに関しても上限というのがありますか。1,000件を超えたり、1,000件未満になることがあるというか。

**【事務局】**

あり得ると思います。

**【山元委員】**

その場合、例えば新登録簿で1,000件未満だったのが1,000件超えたときにはファイルに移行されるのでしょうか。

**【事務局】**

新たに個人情報ファイルを作成して、新登録簿も引き続き残るような形で、両方作るようになります。

**【山元委員】**

逆にファイルの方で1,000件未満になった場合には新登録簿に変換するということですか。

**【事務局】**

そうですね。ファイル簿は廃止して、新登録簿で引き続き作成します。

**【山元委員】**

分かりました。

**【小林会長】**

今のお話からすると、そういう意味ではある程度、ファイルと登録簿の項目や書式は似通った形にしておいた方が使いやすいということになるでしょうね。その辺りは多分新登録簿を作ると条文で定めるのだったら、具体的に登録簿の内容をどうするのかをこれから検討されていくことになりますよね。

**【事務局】**



はい。

【小林会長】

ほかに何かこの論点のところで、御質問や御意見ございませんか。どうぞ。

【井上委員】

ファイル簿の様式というのはどこかに公表されているのでしょうか。

【事務局】

すみません、様式はお配りしていませんけども、お配りしているガイドラインの39ページあたりが個人情報ファイルの作成・公表の項目になります。こちらに記載すべき項目が書いてありまして、先ほど現条例での登録簿の書式を見ていただきましたけど、大体同じような項目が載っています。

それに加えて、後々出てきますけども、行政機関等匿名加工情報に関する募集の対象のファイルなのかどうなのか、そういった新たな項目も少し付け加わってくる形になっておりますので、現登録簿より少しまたボリュームは追加された内容になるのかなと考えています。一目で分かるような様式を持ってきてなくて、申し訳ありません。イメージ的には同じような見た目にはなるのではないかなと思います。

【井上委員】

新ファイル簿の方の項目の方が多くなる？

【事務局】

そうですね。記載項目が若干追加される部分もあります。

【事務局】

この部分は事務対応でございまして、事務の中で複数ファイルがあれば当然増えていくような形になってまいりますので、その点は大きく変わったと思います。事務は一つかもしれないけれども、ファイルAを作って処理して、ファイルBを作って、また抽出してみたいなことで、それが1,000件以上あれば、一つの事務で複数ファイルを作らなければならなくなりますので、単純に総数が変わらないかというところというわけではありません。ただ、登録簿は事務単位でそれは変わりません。1,000件以上というのはより緻密で、事務が一緒でもファイルが複数あれば複数作らなければいけないという形になります。

【小林会長】

今の回答でよろしいですか。どうぞ遠慮なく。

【井上委員】

ファイル簿と登録簿ですか、その差があまりないのなら1,000件以上のものについて二つ作る必要があるのかなというところが何となく腑に落ちないというか。1,000件未満のものについて作るのは賛成ですが、1,000件以上のものについて二つ作ることがどうなのかなと。

【事務局】

現個人情報取扱事務登録簿と、新しいファイル簿は若干違いまして、現条例の登録簿というのは、一つの事務に関する取扱いごと全てをまとめて公表していますけど、今度のファイル簿という扱いになりますと、同じ事務でも、例えば申請者一覧ファイルというのがありましたら、1,000件以上であればそれで一つファイル簿を作って、許認

可一覧ファイルも1,000件以上であればそちらでも作らないといけない。今までの登録簿であれば、申請者一覧と許認可一覧のファイルをまとめたところの登録簿として1件で登録簿を作成していたという違いがあります。ですから、同じ事務で対象が二つに分かれて、両方公表しなければいけないということも発生してくるという違いが出てきます。

**【事務局】**

事務の効率化という観点よりも県民の方、もしくはそれを利活用、管理する我々行政が登録簿を見ながらこういう事務を行っているということを、もしくは県民の方は、行政はこういう使い方、保管の仕方をしていてと分かっていただくことが登録簿を追加規定として求めようとしているのが根本でありますので、そういう点では簡素化、簡略化という側面ではなくて、わかっただく、知らしめていく。少しの個人情報であっても、それがファイルであれば、公表して、皆様と我々内部で共有するというところに意義があると思ひまして、ここへ御提案と御説明をさせていただいています。

**【小林会長】**

よろしいですか。

**【井上委員】**

はい。

**【小林会長】**

ありがとうございます。

ほかにこの論点で御質問や御意見はございますか。

**【全委員】**

なし。

**【小林会長】**

よろしいでしょうかね。

そうすると、事務局から御意見ありましたように、この登録簿につきましては、新しい法律の定めるファイル簿に加えて、新登録簿も作成・公表するという方向で検討していく、そのための条例を付け加えるという方向で検討していくことでよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【小林会長】**

そしたら、この論点はここで終わりということにしまして、次の論点に行きますか。

**【事務局】**

よろしいですか。

**【小林会長】**

時間が許す限りどんどん進めていくということで。

次の項目に行きましょう。では、事務局から御説明いただけますか。

**【事務局】**

個人情報開示請求に対し不開示とする情報の内容について資料を基に説明

**【小林会長】**

ありがとうございました。

ちょっとややこしい話になっているかもしれませんが、要はここでの論点というのは個人情報の開示請求があったときに、不開示とするのか、開示とするのかという問題がありまして、今度の法律で開示とされたものの中で、条例で不開示とした方がいいものがあるのか、あるいは逆に法律で不開示としているものについて条例の方で開示とする方がいいものがあるのかというお話だろうと思います。

事務局の今の御説明でいきますと、新しい法律で開示、不開示を定めているものと、それから今まで条例で開示、不開示を定めているものの間では、齟齬があるようにも見えるけども、実質的にはほとんど齟齬がないので、そういう意味では法が定めている開示のものを不開示とする、逆に不開示としているものを開示とするような条例は必要ないのではないかという御意見ということによろしいでしょうか。

ということですが、今お聞きになられて御質問や御意見等がございましたらどうぞ遠慮なくお願いいたします。はい、どうぞ。

**【村上委員】**

要は、例えば情報公開条例との整合性を保つに当たっては、不開示情報としてされているもの、あるいはその例外とされているものについては、改正法の規定を読み替えることによって対応可能だと、新たに条例でそういったことを追加する必要はないということですね。ただ、若干無理があるかなとちょっと気になったのは、例えば、議会の会派です。これを法人その他の団体の情報と読み替えるわけですね、法人情報というのはどうしても事業者を想定していると思います。もちろん今うちの条例では議会の会派は想定してないわけで、それを付け加える、うちはそういうふうに読みますよということにするわけですね。そこのところは大丈夫ですか。

いわゆる一般的な法人というのと議会の会派というのは違うという感触がありますけど、それに含めて考えましょうということですね。それでいけますよということで意思を統一すればそれは全然問題ないと思いますけど。

**【事務局】**

法人その他の団体なので、任意団体とかももちろんそうですし、会派も団体として判断すると考えております。

**【村上委員】**

そういう解釈でいこうということですね。そう決めればそれでいいと思います。

**【小林会長】**

今の点というのは、個人情報保護委員会の方では何らかの形で見解等が出されていますか、法人その他の団体とはということですね。私が持っているコメントールでは、権利能力なき社団も本号の対象になるということが書いてはありますけれども、今、村上委員がおっしゃったような議会の会派まで含むのかどうかはあまりはっきり書いてないものですから、何かその辺りは個人情報保護委員会の方で見解等を出しているのかなというのには確かに少し気になったところです。どうぞ。

**【村上委員】**

これは確認です。公務員の氏名については、改正法では氏名は不開示と、職のところまでだと。だけど、うちの情報公開条例では氏名は出すと。それをどう整合性を付けるかという、改正法の慣行として公にされている情報に該当するから公開しますよという事で、取扱いは今までと変わらないわけですね。例えば起案書、決裁書等の上の方にずっと名前が並んでいるのも今までどおり公開されるということですね。

**【事務局】**

はい。

**【村上委員】**

分かりました。

何か、持って回ってここにたどり着くという感じだから。

**【小林会長】**

そういう意味では今までずっとこの条例によって開示されてきたものというのは、今度新しい法律での慣行として公にされている情報の中に読み込むことができ、開示するという意味では、本人からの請求に対する個人情報原則開示という趣旨に沿う形にできるのではないかとということですよね。

その点、ほか何か御意見や御質問等ございませんか。お願いします。

**【井上委員】**

確認ですけど、先ほど氏名のところで、法律には氏名が含まれていなくて、情報公開条例の方には入っていて、そこは条例の方が優先されるという理解でいいのですか。

**【事務局】**

優先されるということではなくて、情報公開条例で開示になっていますけども、実態として福岡県職員は県職員録の販売も実際にやっていて、氏名は一般的に公開しているという考えの下で、改正法の例外規定のイの慣行として公にしている情報に当たる、公務員の氏名については慣行として公にされている情報として公開するという扱いです。職名と職務遂行情報は、ハの公務員の職務遂行に関する情報として開示されて、氏名については慣行として公にされている情報として開示するといったような、少し戻っていくような解釈です。結果として、職名、氏名、職務遂行内容について情報公開条例と同じように開示されることになります。

**【小林会長】**

考え方としては、要するに条例で氏名については開示するのだと、請求者以外の個人に関する情報だけでも、例外の例外的に開示されるべきものとして、職名だけではなくて氏名も含むという規定を設けることも方法としてはあり得るわけですね。でも、そこまでやらなくて、従来こうやって、その部分というのは公にしていたのだから新しい法律の2号のイの慣行として公にされている情報に該当するので、改めてわざわざ条例を作るまでもないというお考えではないかと思います。

**【井上委員】**

分かりますけど、何かを争ったりしたときに、例えば公表されたくないという職員の方がいらっちゃって、法律には書いてないと主張されたときに、そこが法的にきちんと担保されているのかな、単なる解釈で大丈夫なのかなとちょっと思ったので。

**【事務局】**

国においても、個人情報の開示請求に対して、情報公開に関する連絡会議申合せということで、平成17年当時から、氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することがないような場合、例えば、会議録とか職員録等で、一般的に公になっているような場合は、公務員の職と併せて氏名も開示することは差し支えないというような運用になっていますので、大丈夫だと思います。

【小林会長】

よろしいでしょうか。

【井上委員】

はい、ありがとうございます。

【小林会長】

ほかは何か御質問、御意見ありますか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

よろしいですか。

では、この論点につきましても事務局の方向性のとおり進めたいと思います。

では、次の論点に移りたいと思います。

事務局の方からどうぞ御説明をお願いいたします。

【事務局】

開示・訂正・利用停止請求の決定期限について資料を基に説明

【小林会長】

ありがとうございます。

この論点というのは、開示請求や訂正請求あるいは利用停止請求があったときの決定の期限を法律の方は30日に行っているわけです。決定期限、それから期間の延長も30日としているわけですが、現条例は15日とより短いものになっているので、現条例に合わせて15日とする条例を作るのかどうかという問題です。

今、御説明ありましたように、開示請求の決定期限を短くする、あるいは期間の延長を短くするという事は、開示請求者にすれば非常にいいことですよね。早めに判断してもらえるのはいいことで、それを法律のように30日にすると今よりももう少し長い期間がかかってしまうので、開示請求者にとっては不利益な制度の変更です。そういう意味では、もっと端的に言うと、要は現行の方が開示請求者にとっては有利で、そういう条例を作るべきなのかどうかという論点だろうと思います。

いかがでしょうか。何か御意見や御質問がございましたらどうぞ。

【村上委員】

先ほど、櫻井先生が言われたような厳しくするのか、緩くするかという言い方もできるのですが、一つ事務局に質問です。事務処理上、支障なく処理できていると書いてありますね。結果としては、そういうことだろうと思いますが、実際どうですか。やはり15日、あるいは延長も15日。延長はそんなにパーセントはありませんけど、実務的に、そういう声は上がってないと理解してよろしいですか。

**【事務局】**

確かに休みを挟むと15日はタイトな期間ではありますが、現状を考えて、この表を見ていただくと中身は支障なく行えていると考えておりますので、このままでいきたいと思えます。

**【村上委員】**

年末年始はどうされるのですか。特例等が認められるのですか。それともやはり15日なのですか。

**【事務局】**

基本的には延長の決定をして、休みの分は補っていくことにはなるのですが、延長もできますし、さらに特例延長という制度もありますので、支障はないと考えています。

**【村上委員】**

ああ、そうですか。

ここは開示請求の入口といたしますか、それは先生がおっしゃられたように請求者の権利ですから、より広く認めるというのか、利益になるようにという方向性ですから、今までどおり、事務局にとってみれば厳しめの期限でよろしいかと思えます。

**【小林会長】**

ありがとうございます。

ほかの委員の方は何か御質問や御意見はございませんか。

その点で私も1点。今の村上委員の御発言と関連しますが、確かに今、働き方改革ということもずっと言われていますので、その関係で法が定める30日の現条例は15日という現状をこのまま維持して支障がないと本当に言えるのかというのをもう一度検討した上で、そういう条例を定めるかどうか決めた方がいいのかなと少し思いました。方向性について、異論はありませんけど、そこは少し配慮された方がいいかなと思えます。

ほかにはよろしいでしょうか。

**【全委員】**

なし。

**【小林会長】**

それでは、一応この論点は、事務局の方向性のとおり、法に定める期間を短縮して、現条例の決定期限に合わせるように検討することにしたと思えます。

それでは、次の論点ぐらいままでできそうなので、次の論点をよろしくお願ひします。

**【事務局】**

開示請求に係る手数料について資料を基に説明

**【小林会長】**

この論点は開示請求に係る手数料なので、比較的問題としては簡単な話かと思えますけれども、どういう方向にするかというのは、それぞれ御意見があると思えます。何か御質問や御意見あれば、どうぞ御遠慮なくお願ひいたします。

事務局としては、手数料を無料にして実費徴収という従来の形にするために条例が必要だというお話だと思えます。

**【井上委員】**

細かいことですが、国の場合、オンラインによる場合は200円とありますが、オンラインによる公開というのはデータを送るということですか。おそらく実費というのはコピー代のようなものを想定しておられるかと思うのですが、オンラインになると実費は何を徴収することになりますか。

**【事務局】**

当然、個人情報なので、原則郵送での開示はないと国の手引あたりに書いてあります。もちろん病気や、やむを得ない事情という例外はあるだろうと思いますが、オンラインの申請だけではないかと思っています。国に聞いた方がよろしいでしょうか。

**【井上委員】**

はい。

**【事務局】**

国の手引では、なりすましや虐待されているお子様等の利益に反する法定代理人が来るということも想定されるため、厳密に本人確認をした上で開示すると書いてあります。

**【小林会長】**

今「オンラインによる場合」と書かれているものが具体的にどういうものかは把握されてないということですか。

**【事務局】**

そうです。申し訳ありませんが、今までも開示手数料は一切取っておらず、国の運用等に反意する必要は一切ございませんでした。そういう点では、福岡県としてはこの分について研究や研鑽を積んできたわけではない状況です。ただ、今回諮問させていただき、御質問いただいておりますので、やっていないから分かりませんということはありません。調べます。

**【小林会長】**

そうですね。いずれにしてもオンラインによる場合というのは一体どういうことなのかを、全然今日でなくて結構ですので、次回のときにでも御報告いただけませんかでしょうか。

**【事務局】**

国の手数料の内訳としては、基本的には事務の手数料プラス実費となっているので、恐らく、オンラインによる場合については、写しの交付に係る実費が含まれておらず、この差が生じているのではないかと思います。

**【井上委員】**

申請だけを今オンラインでされているということで、提供については違うと。

**【事務局】**

そうです。開示請求をするときにオンラインの場合は200円ということですが、それ以外の場合は300円取りますよというだけで、実際の開示はオンラインでは無理だと思います。

**【井上委員】**

あくまでも全部紙で開示していると。

**【小林会長】**

どうぞ。

【山元委員】

現行で類似のサービスはやってらっしゃらないですか。

【事務局】

福岡県ですか。

【山元委員】

はい。

【事務局】

福岡県は、オンラインでの開示はしておりません。郵送も、病気や入院していらっしゃるとか、災害等で身動きが取れないような場合のみです。個人情報のため直接の本人確認が必ず伴います。どういう情報なのか、訂正請求等も含めて、そういう運用を厳密にやっています。

【小林会長】

そうすると申請自体もオンラインではやっていないということですか。

【事務局】

やっていません。郵送というのは例外の例外です。本人確認を厳密にやります。だから、これは批判するようで申し訳ありませんけど、国もどうやってオンラインを認めているのかという素朴な疑問がありまして、自画自賛ですが、福岡県のやり方が正しいのではないかと自負はしております。

【村上委員】

情報公開はオンライン申請ができますよね。

【事務局】

できます。

【村上委員】

だけど、情報公開の方も開示する場合はオンラインではなくて、やはり直接のペーパーベース、場合によっては郵送ということですね。オンラインではありませんよね。

【事務局】

御承知のように情報公開は個人情報を消します。そういう点では影響は低いと思われまますので郵送を認めております。

【小林会長】

いずれにしても国の方でどういうふうにされているのかだけは今度調べて御報告いただけませんかでしょうか。

それでは、論点の本題ですけど、手数料無料で実費徴収というやり方を維持するために条例を作るという方向性は、皆さん、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

では、そういうことで御検討いただくことにいたします。

あと三つぐらい残っておりますけど、今日の12時までというのは難しいと思いますし、あと残っている一つ目の匿名加工情報については説明すること自体に時間がかかる



と思いますので、今日はこの辺りにさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【小林会長】**

それでは、本案件につきましては、引き続き次回以降、審議していくことにいたします。

最後になりましたが、その他について事務局の方で何かございましたらお願いします。

**【事務局】**

次回日程等を説明

**【小林会長】**

ありがとうございました。

それでは、これで全ての議題について終了いたしました。本日の全体会はこれで終了します。長い時間の御協力をいただきまして、ありがとうございました。